

特集 自分と家族のための成年後見

50 歳になったら財産目録

相続対策を円滑に進めるには、資産(財産)目録を作ることは重要です。しかし、簡単なようで以外に難しい。

資産とは何か。不動産・現金・預貯金・有価証券・生命保険・各種会員権・書画・骨董品・債務など、すべて書き出すことから始めて見ましょう。相続で問題になるのは、納税、分割。分ける事が難しい物を早く見つけ、対策をしましょう。基本的な知識を身につけて行動に移しましょう。

相続問題研究所(相続解決組)では、「50 歳からの相続学校」を来年から開設する準備をしています。

資産はあらゆる形で存在します。相続の仕組みは複雑です、すこし勉強されたいかがでしょうか。

相続財産は 3 代でなくなるか。

10 億円の財産がどうなるか計算してみる。

配偶者を考えない(配偶者控除を使わない)

子供 1 人・孫 2 人・曾孫 2 人のケース

子供(1人)の相続

資産	10 億円
基礎控除	6.000 万円 (5.000+1.000×1)
税率	50%
税額	42.300 万円

孫(2人)の相続

資産	57.700 万円 (10 億-42.300 万)
基礎控除	7.000 万円 (5.000+1.000×2)
税率	40%
税額	16.880 万円

曾孫(2人)の相続

資産	40.820 万円 (57.700 万-16.880 万)
基礎控除	7.000 万円 (5.000+1.000×2)
税率	40%
税額	10.128 万円

子供 2 人・孫 4 人・曾孫 4 人のケース では。

子供(2人)の相続

税率	50%
税額	37.100 万円

孫(4人)の相続

税率	40%
税額	14.760 万円

曾孫(4人)の相続

税率	30%
税額	8.942 万円

相続税の総額の比較

・子供 1 人……のケースの相続税総額

6 億 9308 万円 約 69%

・子供 2 人……のケースの相続税総額

6 億 802 万円 約 61%

このケースでは、子供の数による相続税額の乖離は大きい。現実には、各種の控除、軽減があり上記のような税金は必要ないと思われる。3 代でなくなることはないが、財産は間違いなく激減していきます。恐ろしい税額です。

今回の税制改正(いつか分からない)では、基礎控除の縮小(40%ダウン)・税率構造の改正により、**1 億を超える財産を取得する場合の税率がアップ**されることになります。…国に文句を言いたいが

景気回復の先が見えない中で増税は反対だ!

大多数の国民がおもっていますが、相続税に対しては、資産があるので増税やむなし、反対意見が出てきません。